



点検商法に気を付けて

～契約行為は慎重に～



事例

「給湯器の点検に行きます」と電話があり、ガス会社の点検だと思い承諾。やってきた業者が給湯器を見て「かなり古い、早く交換した方がいい」と言われ、契約してしまった。あとで、他社よりかなり高額で、業者は契約先のガス会社ではなかったと気づいた。解約したい。

お風呂に入れなくなったら大変！



<消費生活センターから>

給湯器だけでなく、ソーラーシステム、屋根の点検商法の相談も増えています。

「無料点検」「このままだと大変」といった言葉に惑わされず、簡単に契約しないよう徹底しましょう。

訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフの対象です。解約できるかや、手続き方法など、詳細は消費生活センターにお問い合わせください。

消費者トラブルの相談先 沼津市消費生活センター

電話 **055-934-4841** (受付 平日8:30～17:15)



不安をあおって 契約させる 給湯器の 点検商法に注意



©Kurosaki Gen

数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「**すぐに交換しなければ危ない**」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら**大変**だと思い、**承諾**してしまった。費用は約50万円だという。**高額だし不審**なのでこの契約をやめたい。

(70歳代)

ひとこと助言

その場ですぐに
契約しないで



見守るくん

- 点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- 点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- 購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- 給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。